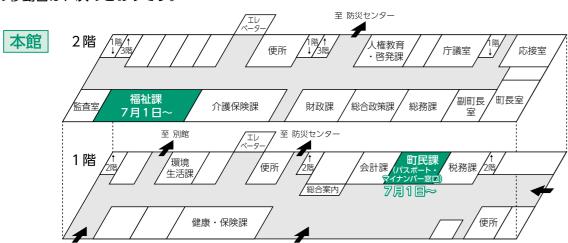
役場内の窓口の場所が一部変わります



⑧ 財政課 管財係 ☎(232)2130

役場からのお知らせ

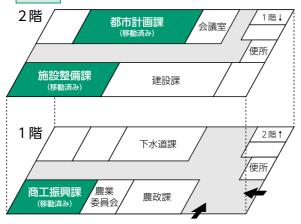
部の再編および庁舎内の効率的な利用のため、一部部署の場所が変わります。移動後の配置と新しい場所への移動日は、次のとおりです。



防災センター



移動日	課名	場所		
移動済み	商工振興課	本館2階 →別館1階		
移動済み	都市計画課	別館 2 階 (西側) → 別館 2 階 (北側)		
移動済み	施設整備課	防災センター3階 → 別館2階		
移動済み	スポーツ振興課	総合体育館 → 防災センター3階		
7月1日~	福祉課	本館1階 →本館2階		
7月1日~	パスポート・ マイナンバー窓口	本館1階(南側) →本館1階(町民課内)		



農地制度アドバイザーを任命

圖 農業委員会 ☎(232)4924

6月10日、町農業委員会は、田川栄一さん(元熊本県職員)を 農地制度アドバイザーに任命しました。

町では、農地を宅地などに転用する相談が増加し、その内容も 複雑化しています。

農地を守り、適切な利活用を促すため、農地制度アドバイザーから専門的な助言などを受け、今後の施策に役立てていきます。



町長から任命書を受け取る田川さん(右)

敬老会を開催する自治会への補助の要件が変わります

⑤ 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

令和6年度から敬老会への補助の対象年齢 を原則75歳以上に引き上げます

家庭や地域で長年貢献した高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、9~10月に各自治会で敬老会を開催しています。

町では、敬老会の開催や、敬老にちなんだ記念 品贈呈などの自治会の活動に対し、補助をしてい ます これまでは、原則70歳以上を補助対象としていましたが、高齢者人口の増加に伴い、敬老会の開催が困難になりつつある実情を踏まえて、今年度から対象年齢を原則75歳以上に引き上げます。

ただし、対象年齢の急な引き上げは、敬老会の 開催に支障が出る可能性があるため、自治会の判 断で、対象年齢を71歳以上としても補助対象と する5年間の段階的な経過措置を設けます。

詳しくは、以下の表をご確認ください。

	原則	経過措置				
年度	令和6年度以降	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
対象年齢	75歳以上	71歳以上	72歳以上	73歳以上	74歳以上	75歳以上

※経過措置を適用した場合でも、遅くとも令和10年度には補助対象年齢が75歳になります。

クリーンの森合志 地域交流会を開催



⑤ 菊池広域連合 環境施設課 ☎(342)5395

菊池環境工場「クリーンの森合志」で、ごみ処理の仕組みを学ぶ地域交流会を開催します。

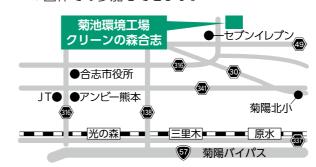
◆日時 8月4日(1) ※雨天決行 ①午前10時~正午 ②午後1時~3時

●内容

- ・ごみ焼却施設の見学
- 体験型環境学習(マイバック制作+ガイドツアー)
- ◆費用 無料

◆その他

申し込み不要。会場に直接お越しください。 ※団体での参加もできます。



太陽熱温水器の設置費用の一部を補助



● 環境生活課 環境生活係 ☎(232)2114

町では、自然と共生する美しいまちづくりを目指し、地球環境にやさしい新エネルギーの導入を 積極的に進めるため、太陽熱温水器設置費用の一部を補助しています。

◆対象者

次のいずれかに当てはまる人

- ・自らが所有し居住する町内の住宅に、対象機 器を設置する人
- ・対象機器を設置した住宅を購入する人で、一 定の要件に当てはまる人
- ◆補助額 対象機器の設置費用の5分の1の額 (限度額5万円)
- ◆申込方法 環境生活課に申請書を提出する

◆注意事項

交付を受けるには、設置または購入する前に 手続きが必要です。詳しくは町ホームページを ご確認ください。



詳しくはこちら

13 | 2024.7 коно кікuyo